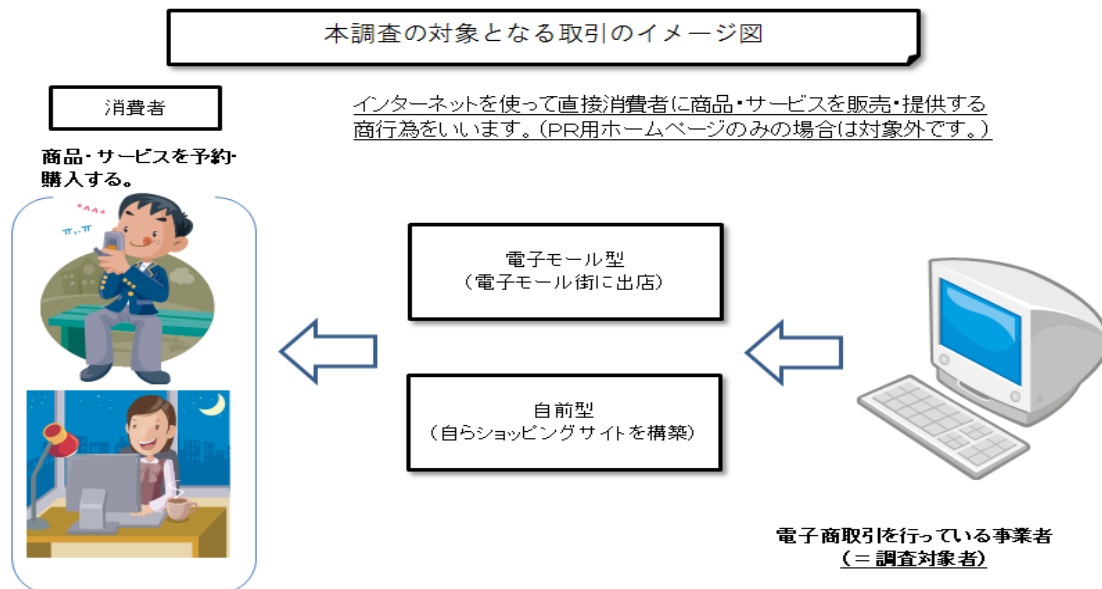


1. 消費者向け電子商取引の定義について

消費者向け電子商取引の定義は以下のとおりである。

- ・ 商取引（＝企業（個人事業者も含む）の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としてモノ、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち、一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行われ、かつ、成約（＝確定受発注）されたもの。
- ・ 「一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行われる」取引形態とは、パソコン等の画面を通じて注文及び承諾が行われた場合をいう。ただし、受発注がコンピュータネットワークシステムを介して行われることが条件となり、電子メールによる受発注のうち定型フォーマットによらないものは含まない。
- ・ なお、支払いについては、必ずしもコンピュータネットワークシステムを介する必要はないものとする。



【対象となる物品、サービス】

- モノの販売及びサービスの提供に関し、コンピュータネットワーク上において、企業（個人事業者も含む）と消費者との間で、成約（＝確定受発注）の形態をとる商品
 - ・ デジタルコンテンツ、モノ、サービスの提供（ホテル、レストラン等の予約をして利用する場合、オンラインバンキングの手数料、ダイレクト保険の保険料収入額など）
- インターネット上のオークションのうち、企業（個人事業者も含む）が出品して消費者が購入したもの
- コンビニエンスストアに設置された端末での販売（サッカーくじを除く）

【対象とならない物品、サービス】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
 - ・ 見積もり請求、資料請求又はカタログ請求

- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
 - ・ 商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 - ・ 不動産・住宅リフォーム・自動車レンタカー
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
 - ・ 商品を広告するためのホームページの開設
 - ・ 消費者に向けて買い物かごによる購入や予約ができない場合
 - ・ 他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
 - ・ 航空機、電車、バスなどのインターネットや携帯電話からの座席予約は対象となりますが、自動券売機売り上げは専用線を使用している場合が多いことから対象外
- × 営利を目的としない取引（公営ギャンブル）
 - ・ 競馬、競輪、サッカーくじ等

2. 主な用語の説明

(1) 事業者

消費者に対しインターネットを通じて物品・デジタルコンテンツの販売やサービスの提供を行う企業又は個人事業者。

(2) 経営組織

法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人等」（生協・農協・漁協等）である。また、「個人事業者」（個人経営）は個人で事業を営んでいるものである（個人による共同経営の場合を含む）。

(3) 資本金額（又は出資金額）

平成21年10月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 参入時期

インターネット上における店舗を開設した時期。

(5) 事業従事者

平成21年10月1日現在における事業従事者。事業従事者とは、対象企業において働いている者で、「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」、「他の会社など別経営の会社（企業）から出向・派遣されている者」を含み、他の会社（企業）など別経営の会社（企業）へ出向・派遣している者は含まない。

事業従事者区分は以下のとおりである。

a) 企業又は個人事業者全体の事業従事者数

電子商取引（BtoB 及び BtoC）業務以外の従事者を含む。

b) 電子商取引部門の従事者数

上記のうち、電子商取引（BtoB 及び BtoC）の業務に従事している者。

(6) 売上高

① 企業又は個人事業者全体の売上高

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業又は個人事業者全体の売上高（税込み）。

② 消費者向け電子商取引年間売上高

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業又は個人事業者全体の売上高（税込み）のうち、対事業者向けを除く、対消費者向けの電子商取引によるもの。

(7) 産業分類

企業又は個人事業者全体の売上高の最も多い業種を日本標準産業分類（平成19年11月第12回改定）の大分類で分類したものをいう。なお、「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」と「大分類T－分類不能の産業」は分類対象外とする。

(8) 取扱品目

消費者向け電子商取引年間売上高の対象品目を以下の22品目に区分したものである。

- : 調査対象となる品目の例
- × : 調査対象とならない品目の例
- 【 】: 売上高の範囲

〈物品〉

01:衣料品・アクセサリー

- 衣料、靴、カバン、アクセサリー類など

02:家電品・PC及びPC関連製品

- 家電全般（洗濯機、冷蔵庫など） ○ AV機器（DVD/CDプレーヤーなど）
- PC本体及びPC周辺機器（プリンタなど） ○ PC関連製品（ソフトウェアなど）

03:書籍・音楽・エンタテインメント系ソフト

- 新聞・書籍・音楽ソフト（CD、LP、カセットなど）のパッケージメディア
- 映画、ドラマ、ドキュメンタリーなど（DVD、ビデオ）のパッケージメディア

04:食料品・飲料

- 食品、酒類を含む飲料
- 健康食品、サプリメント

05:健康・美容関連品

- 健康器具、トレーニング関連器具、介護用品など

- 化粧品・トイレタリー、香水、アロマテラピー製品（オイル、器具など）
- 医薬品
- 06:家具・雑貨
 - 家具（組み立て家具など含む）
 - 文房具、生活雑貨、小物品などの雑貨類
- 07:趣味（スポーツ用品・楽器など）
 - スポーツ用品、楽器、玩具、ペット用品など
 - 趣味性の高い製品（基石、芸能人のサインやコレクターグッズ、海外製ポスター、アニメフィギュアなど）
- 08:自動車
 - 4輪、2輪車販売（中古車も含む）
 - 4輪、2輪車用部品、アクセサリー販売
- 09:中古品・骨董品
 - 上記1～7及び10の物品の中古品、古道具・古美術品
- 10:その他の物品
 - 上記カテゴリーに含まれない物品（花卉（花束、鉢植え）、コンタクトレンズ、観葉植物、ブーケなどのフラワーアレンジメント製品、ドライフラワーなど）

〈サービス〉

- 11:旅行
 - 旅館、ホテルなどの宿泊予約
 - ツアー、パッケージ旅行などの申込み
 - 航空機、電車、バスなどの座席予約
 - × 鉄道・航空・バスの自動券売機売上を除く
- 12:イベントチケット
 - 各種イベントチケット（コンサート、博物館、美術館など）の予約／販売
 - × サッカーくじ等
- 13:金融（銀行・証券）
 - オンラインバンキング、オンライントレーディング
【消費者からの手数料収入額等】
 - × 消費者向け金融業務及びATM銀行端末の取引は除く
- 14:金融（保険）
 - ダイレクト保険（損害保険、傷害保険等）
【ネット経由で成約に至った損害保険料収入額】
- 15:場の運営、インターネットオークションの運営
 - 消費者を対象とした掲示板、ブログなどの運営、インターネットオークションなどの運営【消費者から入場料／登録料や落札／出品手数料を徴収している場合、その総額】
 - × 直接消費者と商取引を行わないサイト運営業務を除く
- 16:相談系サービス

- 教育、健康、法律、税務などの有料相談

【ネット上のサービスに対する対価】

17:その他の予約系サービス

- 上記カテゴリーに含まれない予約など
- 飲食店・レストラン、ゴルフ場予約など
- CD・DVD等のレンタル

【ネット経由で予約し、その後受益したサービスに対する対価】

- × 自動車レンタカーを除く

18:その他のサービス

- 上記カテゴリーに含まれない非物販系サービス
- 【ネット上のサービスに対する対価】
- × 競輪・競馬等の公営ギャンブルを除く
- × 不動産、住宅リフォーム

〈デジタルコンテンツ〉

19:映像

- 動画像などの販売

20:音楽・音声

- 音楽配信の販売、携帯電話向けコンテンツ(着メロ、着うた、着うたフル)販売

21:ゲーム

- ゲームソフト(ダウンロード)の販売
- オンラインゲームサイトの運営

22:その他のデジタルコンテンツ(図書・新聞、画像・テキストなど)

- PC壁紙・オンライン写真集などの販売、占い、電子書籍、待ち受け画像、オンラインマガジンなどの販売など

(9) 決済方法

消費者が選択した決済手段。平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た消費者向け電子商取引売上高にかかる決済方法をいう。「物品の売上高の合計額」、「サービスの売上高の合計額」、「デジタルコンテンツの売上高の合計額」のそれぞれに対する金額ベースでの決済手段の種類別割合。

決済手段の種類は以下のとおり。

- 01:クレジットカード
- 02:代金引換
- 03:銀行振込・郵便振替
- 04:コンビニ支払い
- 05:課金(キャリア課金などインターネット通信費に加算することで決済される方法)
- 06:その他(電子マネーによる決済方法など)

(10) 受取方法

消費者が選択した受取方法。平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た消費者向け電子商取引売上高のうち、「物品の売上高の合計額」に対する金額ベースでの受取方法の種類別割合。

受取方法の種類は以下のとおり。

- 01:宅配便
- 02:郵便
- 03:自社配送（自家用車あるいは自社の仕立てた配送者によって商品配送を行うもの）
- 04:コンビニ受け取り
- 05:直接受取
- 06:その他

(11) 電子商取引以外の消費者への販売方法

事業者が電子商取引以外に持っている販売チャネル。電子商取引において取り扱っている商品・サービスには限らない。

販売方法の種類は以下のとおり。

- 01:電子商取引以外の通信販売（カタログ販売等）
- 02:店舗等の店頭販売

(12) 消費者の購入端末の形態の識別状況

事業者側からみた消費者の購入端末形態の識別状況。「消費者向け電子商取引売上高の合計額」を100%とした金額ベースでの識別状況の種類別割合。

購入形態別割合（識別可能時）の種類は以下のとおり。

- 01:パソコン（パソコンホームページからの購入）
- 02:モバイル（携帯電話、PDAなどモバイル向けホームページからの購入）
- 03:その他

(13) インターネット上への出店形態

- ① インターネット上への出店形態とは、事業者がインターネット上に出店している店舗形態。

インターネット上への出店形態の種類は以下のとおり。

- 01:電子モール型
- 02:自前型

【電子モール型】

販売したい商品・サービスを持つ売り手に対して、パソコンやモバイルの環境の中で、電子モール※を主宰する事業者が販売の場を提供し（一部販売の支援を行い）、売り手はテナントとして電子モールに出店し、電子モールの集客力によって商品・サービスを販売する。あわせて、出店する事業者は主宰者に対価を支払う事業形態をいう。

※ 電子モールとはインターネット上で商品やサービスを販売する web ページへのリンクを集めた web サイト。

【自 前 型】

販売したい商品・サービスを持つ売り手が、自らネットショップを構築し（あるいはASPサービス（パッケージ利用型等）を利用して）、運営する事業形態をいう。

② 電子モール型商店街への出店数

事業者が1モールに複数出店している場合は、商品数にかかわらず、その複数分の出店数。

(14) オークション実施の有無

事業者がインターネット上に出店している店舗形態（電子モール型又は自前型を問わず）におけるオークション実施の有無。売上発生の有無にかかわらず。